

大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく  
エネルギーを効率的に利用する発電設備に係る  
発電設備計画等の届出の手引き

平成30年11月  
(令和4年10月改定)

大阪府環境農林水産部

## 目 次

1	届出制度の概要	1
2	対象となる発電設備	2
3	発電設備計画書届出の流れ	3
4	事後調査結果報告書届出の流れ	5
5	関係条例等（抜粋）	6
6	届出の様式	14

## 1 届出制度の概要

---

平成 24 年 11 月、大阪府環境審議会から知事に対して「電力供給の安定化のためには、多様な発電事業者による早期の電源確保が重要であり、高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に際して、府の環境アセスメントの迅速化等の方策について検討する必要がある。」旨の答申（新たなエネルギー社会づくりについて）がありました。

大阪府では、この答申に基づき、平成 25 年 3 月に「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」（以下「気候変動対策条例」という。）を改正し、高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に際しては、事前に環境性能を確認するための届出・事後の調査結果の報告を求め、いずれも公表する制度を創設しました。

この届出により、環境性能が確認された発電設備の設置の事業については、大阪府環境影響評価条例（以下「アセス条例」という。）の対象事業に該当しません。（大阪市・堺市においても環境影響評価の対象事業に該当しません。）

この制度の対象となる発電設備は、エネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低いものとして、窒素酸化物の発生を抑制するため、あらかじめ空気と十分に混合し希薄な状態にした燃料（都市ガス又は液化天然ガスに限る。）を燃焼させる方式のガスタービン（以下「予混合希薄燃焼ガスタービン」という。）又はこれと同等以上の性能を有する設備（以下「同等設備」という。）であって、出力の合計が 2 万 kW 以上 15 万 kW 未満であるものとしています。（環境影響評価法の対象事業に係るものは、この制度の対象には該当しません。）

## 2 対象となる発電設備

---

この制度の対象となる発電設備は、予混合希薄燃焼ガスタービンにより火力を電気に変換する設備又は同等設備であって、出力の合計が2万kW以上15万kW未満であるものです。(出力の合計が11.25万kW以上15万kW未満で環境影響評価法の第2種事業のうち法対象事業となったものは、この制度の対象には該当しません。)

同等設備については、排ガス性状が予混合希薄燃焼ガスタービンと同等以上であれば、この制度の対象設備となります。木質バイオマス火力発電設備(石炭混焼を含みます。)の場合、以下の要件を満たすものが該当します。

- NO<sub>x</sub>、CO<sub>2</sub>の排出濃度が、予混合希薄燃焼ガスタービンと同等又はそれ以下であること。
- SO<sub>x</sub>、ばいじんの排出濃度が、通常の排ガス対策により十分低減されていること。

〔判断の目安〕

大気項目	NO <sub>x</sub>	CO <sub>2</sub>	SO <sub>x</sub>	ばいじん
排出濃度	13~21ppm 以下 (O <sub>2</sub> =16%)	400~500 g-CO <sub>2</sub> /kWh 以下	年平均値 10ppm 以下(O <sub>2</sub> =6%)	10mg/m <sup>3</sup> N 以下 (O <sub>2</sub> =6%)

### 3 発電設備計画書届出の流れ

---

#### (1) 事前協議

気候変動対策条例に基づく発電設備計画書届出の概ね2か月前までに事前協議をお願いします。

なお、事前協議については、環境の保全のために講じようとする措置及び事後調査の内容等に関して、アセス条例を所管する環境管理室と連携して行います。

○事前協議先：脱炭素・エネルギー政策課

○提出書類：発電設備計画書（案）（添付書類含む。） 2部  
（脱炭素・エネルギー政策課 1部・環境管理室 1部）

#### (2) 発電設備計画書の届出

事前協議により、この制度の対象となる場合は、発電設備計画書（様式第14号（13頁参照））を届け出てください。

発電設備計画書については、以下の電気事業法に基づく申請等（2以上の申請等がある場合は最初の申請等）を行う日の前日までに届け出てください。また、以下の書類を添付してください。（様式第14号に記載する場合は不要。）

なお、事後調査項目は、原則として、大気質及び水質です（工事の実施や移動発生源については対象外です。）。設備の種類・規模、環境影響の程度、地域の環境の状況等を勘案して、事後調査の実施が必要と判断される項目・調査地点・調査時期・調査頻度・調査（分析）方法を選定してください。

##### 〔必ず添付する書類〕

- ① 発電設備を設置する場所の周辺図及び位置図（発電設備の位置がわかる敷地内の配置図等）
- ② 施設の構造概要図（主要寸法を明記）
- ③ 事後調査に係る調査地点がわかる図面
- ④ 発電電力量当たりのCO<sub>2</sub>排出量の算定根拠
- ⑤ 発電効率及び総合効率の根拠資料（計算根拠・メーカー保証値・実績値等）

##### 〔必要に応じて添付する書類〕

- ⑥ 予混合希薄燃焼ガスタービン以外の場合は、同等以上の性能であることを示す資料（計算根拠・実績等）
- ⑦ 使用する燃料がLNG・LPG以外の場合は、当該燃料の性状分析表
- ⑧ ばい煙処理がある場合は、ばい煙処理フロー図及びばい煙処理施設の概要図（主要寸法を明記）
- ⑨ 排水がある場合は、排水口の位置及び数並びに排出先がわかる図面

- ⑩ 排水処理がある場合は、排水処理フロー図及び排水処理施設の概要図（主要寸法を明記）
  - ⑪ 騒音・振動発生施設がある場合は、騒音・振動発生施設の設置場所がわかる平面図及び各施設の概略図（主要寸法を明記）
- ※この他、必要に応じて、資料を求める場合があります。

○届出先：脱炭素・エネルギー政策課

○提出書類：発電設備計画書（添付書類含む。） 5部  
（正）1部（脱炭素・エネルギー政策課）  
（副）4部（縦覧2部・環境管理室1部・立地市町村1部）

〔電気事業法に基づく申請等〕

- ・電気事業法第2条の2 小売電気事業者の登録申請
- ・電気事業法第2条の6第1項 小売電気事業者の変更登録申請
- ・電気事業法第3条 一般送配電事業の許可申請
- ・電気事業法第9条第1項 電気工作物等の変更届出
- ・電気事業法第27条の4 送電事業の許可申請
- ・電気事業法第27条の13第1項 特定送配電事業の届出
- ・電気事業法第27条の13第7項 特定送配電事業の変更届出
- ・電気事業法第27条の27第1項 発電事業の届出
- ・電気事業法第47条第1項 工事計画の認可申請
- ・電気事業法第48条第1項 工事計画の変更届出

### （3）立地市町村への通知及び発電設備計画書の公表

大阪府は、届出内容を確認の上、発電設備の立地市町村長あてに通知を行います。また、届出内容の公表を行います。

公表は、脱炭素・エネルギー政策課及び府政情報センターでの図書の縦覧並びに大阪府ホームページへの掲載により行います。図書の縦覧期間は3年間とし、ホームページへの掲載期間は、原則として、最後の事後調査結果報告書の縦覧が終了する日までです。

## 4 事後調査結果報告書届出の流れ

---

### (1) 事後調査の実施

事後調査は、発電設備計画書に記載したとおり、発電設備の運転を開始した日から5年を経過する日までの間、実施してください。

### (2) 事後調査結果報告書の届出

調査を行った日の属する月の翌月の末日までに、事後調査結果報告書（様式第15号（18頁参照））を届け出てください。また、以下の書類を添付してください。

〔必ず添付する書類〕

- ① 発電設備を設置する場所の周辺図及び位置図（発電設備の位置がわかる敷地内の配置図等）
- ② 事後調査に係る調査地点がわかる図面

※この他、必要に応じて、資料を求める場合があります。

○届出先：脱炭素・エネルギー政策課

○提出書類：事後調査結果報告書（添付書類含む。） 4部

（正）1部（脱炭素・エネルギー政策課）

（副）3部（縦覧2部・環境管理室1部）

### (3) 事後調査結果報告書の公表

大阪府は、届出内容を確認の上、その内容の公表を行います。公表は、脱炭素・エネルギー政策課及び府政情報センターでの図書の縦覧並びに大阪府ホームページへの掲載により行います。図書の縦覧期間は3年間とし、ホームページへの掲載期間は、原則として、最後の事後調査結果報告書の縦覧開始日から3年後の日までです。

## 5 関係条例等（抜粋）

---

### 大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）

#### 第5章 エネルギーを効率的に利用する発電設備

（発電設備計画書の作成等）

第33条 火力を電気に変換する設備のうちエネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低いものであって規則で定めるもの（以下「発電設備」という。）を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した発電設備の設置及び運転に関する計画書（以下「発電設備計画書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 発電設備の所在地

三 発電設備の概要

四 エネルギーを利用する効率を高めるために発電設備において講じようとする措置

五 環境の保全のために発電設備において講じようとする措置

六 エネルギーの効率的な利用の状況及び発電設備の運転が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査（以下「事後調査」という。）の方法

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による発電設備計画書の届出があったときは、その旨を同項第2号の発電設備の所在地を管轄する市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより公表するものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、発電設備計画書に従い、事後調査を行わなければならない。

（事後調査結果報告書の届出）

第34条 前条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、事後調査の結果に関する報告書（以下「事後調査結果報告書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による事後調査結果報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより公表するものとする。



## 第8章 雑則

### (報告の徴収)

第41条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

一～三 (略)

四 第33条第1項の規定による届出をした者 発電設備の設置及び運転に係る措置

### (勧告)

第42条 知事は、第9条第1項、第10条第2項若しくは第11条第1項、第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項、第23条第1項若しくは第24条第1項、第30条第1項若しくは第31条第1項若しくは第33条第1項若しくは第34条第1項又は第36条若しくは第37条第1項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第21条第1項若しくは第2項の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

### (勧告に従わない者の公表)

第43条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

## 大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則（平成18年大阪府規則第84号）

### （対策計画書の公表）

第8条 条例第9条第2項（条例第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、条例第9条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項並びに前条に規定する事項について、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 図書の縦覧
- 二 インターネットの利用

### （エネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低い発電設備）

第40条 条例第33条第1項のエネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低いものであって規則で定めるものは、窒素酸化物の発生を抑制するため、あらかじめ空気と十分に混合し希薄な状態にした燃料を燃焼させる方式のガスタービン（専ら都市ガス（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第12条第1項の規定により同法第5条の規定による改正後のガス事業法第3条の登録を受けたものとみなされる者を含む。）により供給されるガスをいう。）又は液化天然ガスを燃焼させるものに限る。）により火力を電気に変換する設備又はこれと同等以上の性能を有する設備であって、出力の合計が2万キロワット以上であるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に係るものを除く。）とする。

### （発電設備計画書の作成等）

第41条 条例第33条第1項の規定による届出は、発電設備計画書（様式第14号）を提出して行わなければならない。

2 条例第33条第1項の規定による届出は、次に掲げる行為（2以上の行為がある場合にあっては、最初に行われるもの）が行われる日の前日までに行わなければならない。

- 一 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録の申請
- 二 電気事業法第2条の6第1項の変更登録の申請
- 三 電気事業法第3条の許可の申請
- 四 電気事業法第9条第1項（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出
- 五 電気事業法第27条の4の許可の申請
- 六 電気事業法第27条の13第1項の規定による届出
- 七 電気事業法第27条の13第7項の規定による変更の届出
- 八 電気事業法第27条の27第1項の規定による届出
- 九 電気事業法第47条第1項の認可の申請
- 十 電気事業法第48条第1項の規定による届出

- 3 条例第33条第1項第7号の規則で定める事項は、環境の保全のために発電設備を設置する敷地において講じようとする措置（条例第33条第1項第5号に該当するものを除く。）がある場合には、当該措置とする。

（発電設備計画書の公表）

第42条 条例第33条第2項の規定による公表は、同条第1項各号に掲げる事項について、第8条各号に掲げる方法により行うものとする。

（事後調査結果報告書の届出等）

第43条 条例第34条第1項の規定による届出は、事後調査結果報告書（様式第15号）を提出して行わなければならない。

- 2 前項の事後調査結果報告書は、発電設備の運転を開始した日から5年を経過する日までの間に行った事後調査の結果について作成しなければならない。

- 3 条例第34条第1項の規定による届出は、調査を行った日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。

（事後調査結果報告書の公表）

第44条 条例第34条第2項の規定による公表は、事後調査の結果を第8条各号に掲げる方法により行うものとする。

## 大阪府環境影響評価条例（平成 10 年大阪府条例第 3 号）

（定義）

第2条 （略）

2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する事業であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの(環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業を除く。)として規則で定めるものをいう。

3～4 （略）

別表（第2条関係）

項	事業の種類
1～4	(略)
5	電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業
6～19	(略)

## 大阪府環境影響評価条例施行規則（平成 11 年大阪府規則第 17 号）

（対象事業）

第3条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1に掲げる事業とする。

別表第1（第3条関係）

一～四 （略）

五 条例別表5の項に掲げる事業の種類

項	事業の要件
1～2	(略)
3	出力が2万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業
4	出力が2万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業
5～6	(略)

備考 3の項及び4の項の出力には、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。

六～十九 （略）

## 電気事業法（昭和39年法律第170号）

### （事業の登録）

第2条の2 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

### （変更登録等）

第2条の6 小売電気事業者は、第2条の3第1項第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2～5 （略）

### （事業の許可）

第3条 一般送配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

### （電気工作物等の変更）

第9条 一般送配電事業者は、第6条第2項第6号に掲げる事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。

2～5 （略）

### （事業の許可）

第27条の4 送電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

### （準用）

第27条の12 第6条の2、第9条から第11条まで、第13条、第14条、第22条、第23条の4、第26条の2、第26条の3、第27条第1項、第27条の2及び第27条の3の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第9条第1項中「第6条第2項第6号」とあるのは「第27条の7第2項第6号」と、同条第2項中「第6条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「第27条の7第2項第2号から第4号まで」と、第10条第3項中「第5条」とあるのは「第27条の6」と、第22条第1項中「、送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、第23条の4第1項中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と、第26条の3第2項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者」と読み替えるものとする。

(事業の届出)

第27条の13 特定送配電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一～二 (略)

三 供給地点

四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

五～六 (略)

2～6 (略)

7 特定送配電事業者は、第1項第3号及び第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8～9 (略)

(事業の届出)

第27条の27 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2～3 (略)

(工事計画)

第47条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときには、この限りでない。

2～5 (略)

第48条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第1項の主務省令で定めるものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事

の計画を主務大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 （略）

## 6 届出の様式

※令和3年4月1日より、押印及び署名は不要となりました。

様式第14号（第41条関係）

発 電 設 備 計 画 書			
			年 月 日
大 阪 府 知 事 様			
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
発電設備の名称			
発電設備の所在地			
発電設備の概要			
エネルギーを利用する効率を高めるために発電設備において講じようとする措置			
環境の保全のために発電設備において講じようとする措置			
環境の保全のために発電設備を設置する敷地において講じようとする措置（上記の措置を除く。）			
事後調査の方法			
連絡先	部署名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※整理番号		※受理年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。



### 1 発電設備の概要

発電設備の種類	ガスタービン（コンバインドサイクル・コージェネレーション） ・ その他（ ）
発電設備の出力	kW × 台
	kW × 台
	合計 kW
燃 焼 方 式	予混合希薄燃焼方式 ・ その他（ ）
燃 料 の 種 類	液化天然ガス ・ 都市ガス ・ その他（ ）

備考1 発電設備を設置する場所の周辺図及び位置図（発電設備の位置がわかる敷地内の配置図等）を添付すること。

2 発電設備（処理装置を含む。）の概要図を添付すること。

3 複数の種類の設備を設置する場合は、それぞれの設備について記載すること。

### 2 工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日

工事着手予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

### 3 エネルギーを利用する効率を高めるために発電設備において講じようとする措置

発電電力量当たりのCO <sub>2</sub> 排出量	g-CO <sub>2</sub> /kWh
発 電 効 率	%
総 合 効 率	%
燃 料 の 使 用 量	/年
(講じようとする措置)	

備考1 発電電力量当たりのCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた根拠資料を添付すること。

2 発電効率や総合効率は、メーカーの設計値（メーカー保証値、実績値等）を記載し、その根拠資料を添付すること。

3 窒素酸化物の発生を抑制するため、あらかじめ空気と十分に混合し希薄な状態にした燃料を燃焼させる方式のガスタービン（専ら都市ガス又は液化天然ガスを燃焼させるものに限る。）以外の設備にあっては、これと同等以上の性能が明らかになるよう示すこと。

4-1 大気質に関して環境の保全のために発電設備において講じようとする措置

(講じようとする措置)
-------------

備考 窒素酸化物の発生を抑制するため、あらかじめ空気と十分に混合し希薄な状態にした燃料を燃焼させる方式のガスタービン（専ら都市ガス又は液化天然ガスを燃焼させるものに限る。）以外の設備にあっては、これと同等以上の性能が明らかになるよう示すこと。

排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	湿	り	
	乾	き	
排出ガス温度 (℃)			
排出ガス中の酸素濃度 (%)			
ばい煙の濃度 及び排出量	窒素酸化物 (ppm)		(O <sub>2</sub> = %)
	窒素酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)		(O <sub>2</sub> = %)
	いおう酸化物 (ppm)		(O <sub>2</sub> = %)
	いおう酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)		(O <sub>2</sub> = %)
	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )		(O <sub>2</sub> = %)
	ばいじん (mg/h)		(O <sub>2</sub> = %)
排出口の実高さ H <sub>o</sub> (m) 及び頂上口径 D(m)		H <sub>o</sub>	D
補正された排出口の高さ H <sub>e</sub> (m)			
排出速度 (m/s)			

- 備考1 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。  
 2 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設（ばい煙の処理等を行う施設）がある場合は、処理後の濃度とすること。  
 3 ばい煙処理施設がある場合は、その処理の方法及び処理前後のばい煙の濃度を明らかにするとともに処理フロー図等を添付すること。

4-2 その他の事項に関して環境の保全のために発電設備において講じようとする措置

(1) 排水に関する事項

(講じようとする措置)

復水器冷却設備	方 式	
	冷却(循環)水量(m <sup>3</sup> /h)	
	冷却水温度差	
	薬品注入の有無	有 ・ 無
その他機器冷却設備	方 式	
	冷却(循環)水量(m <sup>3</sup> /h)	
	冷却水温度差	
	薬品注入の有無	有 ・ 無

備考 薬品注入がある場合は、薬品の名称及び注入方法等を明らかにすること。

排水の排出方法					
排水の処理方法					
排水の汚染状態	種類・項目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
排水の量 ( m <sup>3</sup> / 日 )		通 常		最 大	

備考1 排水の排出方法には、排水口の位置及び数並びに排出先がわかる図面を添付すること。

2 排水処理施設がある場合は、その処理方法及び処理前後の汚染状態を記載するとともに処理フロー図等を添付すること。

3 排水口が複数ある場合は、それぞれの排水口ごとに記載すること。

(2) 騒音・振動に関する事項

(講じようとする措置)

備考 騒音又は振動の防止に関して講じようとする措置について記載し、必要な図等を添付すること。

	騒音又は振動の別	施設の種類	容 量	台 数	パワーレベル(dB)
主 要 な 騒音・振動 発生施設	騒音・振動				
	騒音・振動				
	騒音・振動				
	騒音・振動				
	騒音・振動				

備考1 施設の設置場所がわかる平面図を添付すること。

2 施設の概略図を添付すること。

- 5 発電設備の設置及び運転に関する環境の保全のために当該発電設備の敷地において講じようとする措置  
(前述したものを除く。)

(講じようとする措置)

6 事後調査の方法

- (1) エネルギーを利用する効率を高めるために発電設備において講じた措置に関するもの

(燃料使用量や発電量の把握方法を記載すること)

- (2) 環境の保全のために発電設備において講じた措置に関するもの

	調 査 項 目	調 査 地 点	調 査 時 期 及 び 頻 度	調 査 方 法
大 気 質				
水 質				
騒 音 ・ 振 動				
そ の 他				

備考 調査地点がわかる図面を添付すること。

様式第 15 号 (第 43 条関係)

事後調査結果報告書			
			年 月 日
大 阪 府 知 事 様			
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
大阪府気候変動対策の推進に関する条例第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
発電設備の名称			
発電設備の所在地			
発電設備の概要			
事後調査の内容			
事後調査の結果			
連絡先	部署名		
	電話番号		
	メールアドレス		
※整理番号		※受理年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。

【お問い合わせ先】

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課 戦略企画グループ

住所：大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22 階

TEL：06-6941-0351（代表）・06-6210-9549（直通）

FAX：06-6210-9259

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/karyokusettisokusin/index.html>